

【 弔 慰 金 】

	給 付 事 由	給 付 金 額	必 要 書 類
会 員 本 人 死 亡 弔 慰 金	疾病による死亡 満65才以上の方の場合	50,000円	①本人死亡・後遺障害保険金請求書 ②死亡診断書または死体検案書(コピー可) ○不慮の事故で死亡の場合 ・不慮の事故である証明(コピー可) ○交通事故で死亡の場合 ・交通事故である証明(コピー可) ※死亡診断書等の証明書類は、市役所などへ提出する前にコピーし、控えを所有してください。 ③給付金受取人との関係が確認できるもの(戸籍謄本、住民票等) ※給付金額が10万円以下の場合戸籍謄本などは不要となります。 ※給付金の受取人が複数の場合は、「委任状」等が必要となります。 ④退会届
	疾病による死亡 満65才未満の方の場合	100,000円	
	不慮の事故死亡	150,000円	
	交通事故死亡	250,000円	
死 亡 弔 慰 金	会員の配偶者が死亡した場合に支給します	20,000円	①保険金請求書兼証明書 ②会員の配偶者の死亡と続柄がわかる書類 →死亡事故記載の戸籍謄(抄)本等のコピー ③変更届 ・同居家族の削除
	会員の子が死亡した場合に支給します	10,000円	①保険金請求書兼証明書 ②会員の子の死亡と続柄がわかる書類 →死亡事故記載の戸籍謄(抄)本等のコピー ③変更届 ・同居家族の削除
	会員又は会員の配偶者の親が死亡した場合に支給します	5,000円	①保険金請求書兼証明書 ②会員又はその配偶者との続柄がわかる書類 →死亡事故記載の戸籍謄(抄)本等のコピー ③変更届 ・同居家族の削除